

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、平成31年度及び平成32年度において、上富良野町が発注する工事又は製造の請負、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

平成30年12月20日

上富良野町長 向山 富夫

第1 資 格

1 基本的資格要件

上富良野町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者であってはならない。

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

ア 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(ア) 平成31年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けており、かつ、許可を受けて2年以上その事業を営んでいること。

(イ) 平成31年1月1日の直前2年度分（24月に満たない場合は、直前3年度分）の決算において完成工事高を有していること。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項の規定により、平成30年10月1日の直前2年度分（24月に満たない場合は、直前3年度分）の決算により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査を受けていること。

イ 工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類の契約についての競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して、同表に掲げる等級に格付けするものとする。

(ア) 客観的審査事項

建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（昭和63年建設省告示第1316号）に定める項目。

(イ) 主観的審査事項

a 工事施行成績

(等級区分に応ずる工事予定価格)

工種 等級	土木工事	建築工事	管工事	電気工事	その他工事
A	5,000万円以上		2,000万円以上		
B	5,000万円未満 2,000万円以上		2,000万円未満		
C	2,000万円未満				

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。

イ 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。

(5) 物品の購入及びその他に係る契約

物品の購入及びその他に係る契約についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成31年度及び平成32年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除される者となったとき。

(3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

(4) 上富良野町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（平成18年上富良野町条例第19号。）第6条の規定に基づき、町長が当該資格の取消しの決定をしたとき。

(5) その他第1の2に定める要件を欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請の時期、方法等

1 申請の時期

(1) 平成31年1月15日（火）から同年2月8日（金）までとする。

(2) 特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

2 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類を提出することにより行わなければならない。

(1) 申請書類

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 経営事項審査結果通知書のコピー・・・建設工事を希望する場合のみ

(ウ) 工事（事業）経歴書

(エ) 工事経歴集計表・・・建設工事を希望する場合のみ

(オ) 技術者名簿

(カ) 代表者身分証明書・・・個人企業のみ

(キ) 登記事項証明書・・・法人のみ

(ク) 許可、登録証明書・・・各証明書のコピー

(ケ) 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書のコピー・・・建設工事を希望する場合のみ

- (コ) 建設工事入札参加資格審査申請書付票・・・建設工事を希望する場合のみ
 - (サ) 設計等入札参加資格審査申請書付票・・・設計・測量等を希望する場合のみ
 - (シ) 印鑑証明書
 - (ス) 納税証明書（未納がないことの証明）
 - ・国 税～法人税、消費税及び地方消費税、所得税
納税証明書の種類…法人事業者 納税証明書その3の3
個人事業者 納税証明書その3の2
 - ・道 税～法人道民税、法人事業税、個人事業税
納税証明書の種類…資格審査請求(道税等に滞納がない証明)
 - ・市町村税～法人住民税、個人住民税等
町内業者 町税完納証明書(法人の場合は代表者の完納証明書も添付)
町外業者で町内に事業所あり 町税完納証明書
〃 事業所なし 本社所在地の市町村税納税証明書
 - (セ) 納税確認同意書（すべての申請者が提出必要）
 - (ソ) 暴力団排除に関する宣誓書及び役員名簿（すべての申請者が提出必要）
- (2) 経常共同企業体の申請書類
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（経常共同企業体用）
 - (イ) 経常共同企業体協定書
 - (ウ) 構成員すべてに係る上記(1)の(イ)～(セ) ((サ)を除く) の書類
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出方法 持参もしくは郵送提出
- (5) 提出先 上富良野町役場 総務課 財政管理班